

農作物共済引受関係要綱・要領

平成 2 4 年 1 月

農林水産省

目 次

I 農作物共済引受要綱	1
II 基準収穫量設定準則等関係告示等	
(1) 基準収穫量設定準則	4 2
(2) 基準生産金額及び基準収穫量設定準則	4 4
(3) その他関係告示等	4 6
III 農作物共済における飼料用米等取扱要綱について	4 8
IV 農作物共済単位当たり共済金額選択要領について	6 0
V 農作物共済（麦）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領について ..	6 4

I 農作物共済引受要綱

(昭和47年1月31日47農経B第209号)

改正	昭和50年	2月22日	50農経B第	246号
〃	昭和52年	3月8日	52農経B第	599号
〃	昭和53年	7月5日	53農経A第	918号
〃	昭和55年	6月3日	55農経B第	1442号
〃	昭和61年	1月30日	61農経B第	31号
〃	昭和62年	5月29日	62農経B第	1232号
〃	平成3年	10月14日	3農経B第	2681号
〃	平成5年	7月30日	5農経B第	1980号
〃	平成8年	5月10日	8農経B第	1262号
〃	平成10年	3月31日	10農経B第	909号
〃	平成10年	9月24日	10農経B第	2589号
〃	平成11年	6月22日	11農経B第	1780号
〃	平成12年	4月1日	12農経B第	1300号
〃	平成12年	9月7日	12農経B第	2969号
〃	平成13年	1月5日	12農経A第	1774号
〃	平成14年	4月25日	14経営	第345号
〃	平成15年	6月30日	15経営	第1712号
〃	平成16年	4月1日	15経営	第7414号
〃	平成18年	9月29日	18経営	第3592号
〃	平成18年	11月9日	18経営	第4458号
〃	平成19年	1月18日	18経営	第5528号
〃	平成19年	4月2日	18経営	第7919号
〃	平成20年	5月12日	20経営	第692号
〃	平成20年	12月3日	20経営	第4876号
〃	平成21年	4月24日	21経営	第156号
〃	平成21年	10月7日	21経営	第3466号
〃	平成22年	5月14日	22経営	第605号
〃	平成23年	9月1日	23経営	第1663号
〃	平成23年	12月26日	23経営	第2313号

目 次

第1章 通 則	1
第1節 目 的	1
第2節 共済目的の種類	1
第3節 共済事故等による種別	1
第4節 共済責任期間	3
第5節 引受けの単位等	3
第2章 基準収穫量	5
第1節 組合等が定める耕地ごとの基準収穫量	5
第2節 都道府県知事が定める単位当たり収穫量	7
第3章 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額及び基準収穫量	1 1
第1節 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額の算定	1 1
第2節 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量の算定	1 2
第4章 引 受 け	1 4
第1節 組合等の引受け	1 4
第2節 連合会の引受け	1 9
第3節 都道府県知事が行う新規開田地等の例外引受けの指定	2 1
書類様式目録	2 2

農作物共済引受要綱

第1章 通 則

第1節 目 的

この要綱は、農業災害補償法（以下「法」という。）、農業災害補償法施行令（以下「施行令」という。）、農業災害補償法施行規則、農作物共済基準収穫量設定準則（以下「準則」という。）及び特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（以下「特定準則」という。）に基づく農作物共済の引受業務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

第2節 共済目的の種類

農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）は、水稻、陸稲、秋まきの小麦、秋まきの二条大麦、秋まきの六条大麦、秋まきの裸麦、秋まきのその他の麦（小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦以外の麦）、春まきの小麦、春まきの二条大麦及び春まきのその他の麦（小麦及び二条大麦以外の麦）である。この場合の水稻とは、田において栽培される稲をいい、陸稲とは、畑において栽培される稲をいう。したがって、水稻品種であっても畑において栽培される稲は陸稲であり、陸稲品種であっても田において栽培されるものは水稻である。ただし、畑地かんがいにより栽培されている水稻品種は、水稻とする。

第3節 共済事故等による種別

共済事故等による種別（法第107条第1項の農作物共済の共済事故等による種別をいう。以下同じ。）は、水稻につき病虫害を共済事故としない方式（以下「事故除外方式」という。）による農作物共済とその他の農作物共済との別、一筆単位引受け方式（以下「一筆方式」という。）による農作物共済、半相殺農家単位引受け方式（以下「半相殺方式」という。）による農作物共済、全相殺農家単位引受け方式（以下「全相殺方式」という。）による農作物共済及び農作物の減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を共済事故として農作物を引き受ける方式（以下水稻については「品質方式」、麦については「災害収入共済方式」という。）による農作物共済の別並びに法第109条各項の農林水産大臣が定める割合（以下「支払開始損害割合」という。）及び法第150条の3の3の農林水産大臣が定める割合（以下「補てん割合」という。）の別である。

なお、一つの組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）においては、共済目的の種類ごとに次に掲げる農作物共済のうち1又は2以上のものが実施されることとなる。

1 水稲

- (1) 一筆方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (2) 一筆方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (3) 一筆方式（支払開始損害割合5割）による農作物共済
- (4) 一筆方式（支払開始損害割合3割）及び事故除外方式による農作物共済
- (5) 一筆方式（支払開始損害割合4割）及び事故除外方式による農作物共済
- (6) 一筆方式（支払開始損害割合5割）及び事故除外方式による農作物共済
- (7) 半相殺方式（支払開始損害割合2割）による農作物共済
- (8) 半相殺方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (9) 半相殺方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (10) 半相殺方式（支払開始損害割合2割）及び事故除外方式による農作物共済
- (11) 半相殺方式（支払開始損害割合3割）及び事故除外方式による農作物共済
- (12) 半相殺方式（支払開始損害割合4割）及び事故除外方式による農作物共済
- (13) 全相殺方式（支払開始損害割合1割）による農作物共済
- (14) 全相殺方式（支払開始損害割合2割）による農作物共済
- (15) 全相殺方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (16) 全相殺方式（支払開始損害割合1割）及び事故除外方式による農作物共済
- (17) 全相殺方式（支払開始損害割合2割）及び事故除外方式による農作物共済
- (18) 全相殺方式（支払開始損害割合3割）及び事故除外方式による農作物共済
- (19) 品質方式（補てん割合9割）による農作物共済
- (20) 品質方式（補てん割合8割）による農作物共済
- (21) 品質方式（補てん割合7割）による農作物共済

2 陸稲

- (1) 一筆方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (2) 一筆方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (3) 一筆方式（支払開始損害割合5割）による農作物共済

3 麦

- (1) 一筆方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (2) 一筆方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (3) 一筆方式（支払開始損害割合5割）による農作物共済
- (4) 半相殺方式（支払開始損害割合2割）による農作物共済

- (5) 半相殺方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (6) 半相殺方式（支払開始損害割合4割）による農作物共済
- (7) 全相殺方式（支払開始損害割合1割）による農作物共済
- (8) 全相殺方式（支払開始損害割合2割）による農作物共済
- (9) 全相殺方式（支払開始損害割合3割）による農作物共済
- (10) 災害収入共済方式（補てん割合9割）による農作物共済
- (11) 災害収入共済方式（補てん割合8割）による農作物共済
- (12) 災害収入共済方式（補てん割合7割）による農作物共済

第4節 共済責任期間

1 共済責任期間の始期

共済責任期間の始期は、水稲については本田移植期（直はんをする場合にあつては、発芽期）、陸稲及び麦については発芽期（移植をする場合にあつては、移植期）である。この場合の移植とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得る移植期間をいい、発芽期とは、その地方において通常の肥培管理が行われるとすれば通常の収穫量を期待し得るは種期間においては種されたものが通常発芽する時期をいう。

2 共済責任期間の終期

水稲、陸稲又は麦の収穫をする時である。この場合の収穫とは、収穫の適期に刈り取り、ほ場よりはん出することである。ただし、ほ場乾燥中の共済目的については、通常の乾燥期間に限り、共済責任期間内にあるものとする。

第5節 引受けの単位等

1 引受けは、一筆方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び農道、けい畔、水路等をもって判然と区画された耕地（筆）ごとに行い、水稲又は麦につき半相殺方式による引受けを行う場合又は全相殺方式による引受けを行う場合、水稲につき品質方式、麦につき災害収入共済方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）ごとに行う。

2 引受けの面積は、一筆方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの耕作面積によることとし、水稲又は麦につき半相殺方式による引受けを行う場合又は全相殺方式による引受けを行う場合、水稲につき品質方式、麦につき災害収入共済方式によ

る引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと組合員等ごとにその者が当該農作物共済の共済目的の種類等に係る耕作を行う耕地ごとの面積を合計して得た面積とする。うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る実利用面積を見積ってその面積とする。

引受面積の計量単位はアールとするが、耕地ごとの面積に0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

- 3 引受けの収量は、一筆方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとの基準収穫量の7割、6割又は5割のうち共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）の定めるところにより組合員等が選択した割合に相当する収量とし、水稻又は麦につき半相殺方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと組合員等ごとにその者が当該農作物共済の共済目的の種類等に係る耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計の8割、7割又は6割のうち共済規程等の定めるところにより組合員等が選択した割合に相当する収量とし、また、全相殺方式による引受けを行う場合にあつては、農作物共済の共済目的の種類等ごと組合員等ごとにその者が当該農作物共済の共済目的の種類等に係る耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計の9割、8割又は7割のうち共済規程等の定めるところにより組合員等が選択した割合に相当する収量とする。

なお、組合員等が選択の申し出をしなかったときは、当該組合員等に適用する共済事故等による種別として共済規程等に定める共済事故等による種別の支払開始損害割合に対応する割合に相当する収量とする。

引受収量の計量単位は、キログラムとするが、収量の算定上1キログラム未満の端数を生じたときは、四捨五入の方法により端数を整理する。

第2章 基準収穫量

第1節 組合等が定める耕地ごとの基準収穫量

第1 組合等が定める耕地ごとの基準単収

1 前年産の基準単収等を基礎として定める耕地ごとの基準単収

組合等が準則第2項の規定により、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに定める単位当たり基準収穫量（10アール当たり基準収穫量をいう。以下「基準単収」という。）は、引受けの対象となった全耕地について、次の方法により定めるものとする。

（1）水稻については、「水稻収量等級」による耕地ごとの単位当たり収穫量及び前年産の耕地ごとの基準単収のうちいずれか一つを基礎とし、かつ、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して定めるものとする。

（2）陸稻及び麦については、前年産の耕地ごとの基準単収、組合員等に耕地ごとの最近数年間における平均的な単位当たり収穫量を共済細目書に記載して申告させた場合におけるその単位当たり収穫量及び「地力等級」による耕地ごとの単位当たり収穫量のうちいずれか一つを基礎とし、かつ、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して定めるものとする。

（3）（1）及び（2）において組合等が基礎とするものがない耕地については、当該耕地の実態等を調査検討し、当該耕地の単位当たり収穫量を推定して定めるものとする。

（4）各基準単収の当該耕地の耕作面積を重みとする当該組合等についての算術平均値は、都道府県知事から通知される当該組合等のその年の単位当たり収穫量に、水稻にあつては、100分の95及び100分の105、陸稻及び麦にあつては100分の90及び100分の110の割合を乗じて得た数量の範囲内の数量でなければならない。

なお、組合等の一部について2の方法により基準単収を定めた場合における当該組合等についての算術平均値の算定に当たっては、当該基準単収に代えて、（2）に準じて定めた当該耕地ごとの基準単収に相当する数値を用いるものとする。

（5）組合等は、耕地ごとの基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聞くものとする。

2 施設計量結果等を基礎として定める耕地ごとの基準単収

組合等が準則第3項の規定により、耕地ごとに定める基準単収は、引受けの対象となった全ての耕地について、次の方法により定めるものとする。

（1）法第106条第1項第3号の規定に基づき全相殺方式により引受けを行う組合員等について乾燥調製施設における施設計量の結果（農作物共済損害評価要綱（昭和47年3月23日付け

47農経B第466号)第2章第3節第1の5の調査に準じて把握した数量(以下「施設計量結果」という。))(麦にあつては、施設計量結果又は組合員等が売り渡した数量のうち農産物検査法(昭和26年法律第144号)第11条第1項に基づく農産物規格規程(平成13年2月28日農林水産省告示第244号)の検査規格に該当するもの及び規格外に格付されたもののうち国内麦流通円滑化特別対策事業に基づき全国集荷団体が農林水産省生産局長の承認を得て定めた自主仕分基準による仕分区分Aに該当するもの(以下「売渡数量」という。))により組合員等ごとの収穫量を把握し、その施設計量結果又は売渡数量を基礎に算定した組合員等ごとの単位当たり収穫量を耕地ごとの基準単収とする。この場合、組合員等ごとの単位当たり収穫量は、全相殺方式により引受けを行う組合員等について、最近5か年間の施設計量結果又は売渡数量のいずれかを当該年産ごとの引受面積で除して得られる各年産ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し(すべての組合員等について、同一のものを選択すること。)、単純算術平均して算出するものとする。

なお、基準単収を耕地ごとに一律に定めることが適当でないと認められる場合は、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等を参酌して定めるものとする。この場合、各基準単収の当該耕地の耕作面積を重みとする算術平均値は当該組合員等ごとの単位当たり収穫量に一致しなければならない。

また、算定した組合員等ごとの単位当たり収穫量が、前年産に係る組合員等ごとの単位当たり収穫量と比較して大きく変動する等当該年産の耕地ごとの基準単収とするには適当でないと認められる場合は、都道府県知事の指示する方法により平年の状況を勘案して耕地ごとの基準単収を定めるものとする。この場合、都道府県知事は、当該方法を農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)に報告する。

(2) (1)において各年産ごと及び組合員等ごとの単位当たり収穫量が3年以上得られない場合において、1年以上得られるときは、欠ける年産について、都道府県知事の指示する方法により推定された数値を用いて算定するものとする。この場合、都道府県知事は、当該方法を経営局長に報告する。

(3) 組合等は、各基準単収の当該耕地の耕作面積を重みとする当該地域の算術平均値、算定に用いた年産ごとの当該地域に係る施設計量結果又は売渡数量、当該年産の当該地域に係る麦の作付面積の合計並びに(1)の定めにより平年の状況を勘案して決定した場合はその基準及び方法を記載した一覧表(以下「基準単収検討表」という。)を作成して都道府県知事に報告しなければならない。

(4) 組合等は、基準単収を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

第2 組合等が定める耕地ごとの基準収穫量

組合等は、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに、第1により定められた基準単収に引受けの面積を乗じて、耕地ごとの基準収穫量を定めるものとする。

第2節 都道府県知事が定める単位当たり収穫量

第1 都道府県知事が定める組合等ごとの単位当たり収穫量

前節第1の1の(4)の都道府県知事から通知される当該組合等のその年の単位当たり収穫量は、都道府県知事が、毎年、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに次の1の方法により定め、組合等に通知する。

なお、1の方法により定めることができない場合は、2の方法により定める。

1 市町村ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

(1) 市町村ごとの平均単位当たり収穫量

ア 市町村ごとの平均単位当たり収穫量は、県(都、道、府)下全市町村について、市町村ごとの農林水産統計資料による最近5か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し(すべての市町村について、同一のものを選択すること)、単純算術平均して算出する。

イ アにより算出された市町村ごとの平均単位当たり収穫量が当該市町村の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないとき認められるときは、アの規定にかかわらず、関係機関の意見を聴いて当該市町村に係る平均単位当たり収穫量を修正することができる。

(2) 特別な組合等の単位当たり収穫量等

ア 組合等の区域(法第107条第1項の組合等の区域をいう。以下同じ。)が一の市町村の区域と一致していない組合等については、その区域が2以上の市町村の区域と一致している組合等(以下この号並びに(3)及び(4)において「広域組合等」という。)にあっては、当該広域組合等に係る市町村ごとの農林水産統計資料の耕作面積を重みとし、当該市町村ごとの(1)により算出された平均単位当たり収穫量を算術平均して、当該広域組合等の単位当たり収穫量の概算値を算出し、その他の組合等にあつては、関係機関の意見を聴いて当該組合等に係る市町村の農林水産統計資料から当該組合等の単位当たり収穫量の概算値及び耕作面積を推定する。

イ 市町村の区域の一部が組合等の区域に属さないその一部の地域(以下(3)において単に「地域」という。)についても、アのその他の組合等についての場合と同様な方法によりその区域の単位当たり収穫量の概算値及び耕作面積を推定する。

(3) 都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、市町村（その区域が一の組合等の区域と一致している市町村に限る。以下この項において単に「市町村」という。）ごとの農林水産統計資料の耕作面積、（２）のアの組合等ごとの耕作面積（広域組合等にあつては当該広域組合等に係る市町村ごとの農林水産統計資料の耕作面積を合計して得た面積を、その他の組合等にあつては（２）のアにより推定された耕作面積をいう。）及び地域ごとの（２）のイにより推定された耕作面積を重みとし、市町村ごとの（１）により算出された平均単位当たり収穫量、（２）のアの組合等ごとの単位当たり収穫量の概算値（広域組合等にあつては（２）のアにより算出された当該広域組合等に係る単位当たり収穫量の概算値を、その他の組合等にあつては（２）のアにより推定された単位当たり収穫量の概算値をいう。）及び地域ごとの（２）のイにより推定された単位当たり収穫量の概算値を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

（４）組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

（３）により算出された都道府県の平均単位当たり収穫量に対する毎年経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の単位当たり収穫量の比率を求め、

ア 組合等の区域が一の市町村の区域と一致している組合等については、その比率を（１）により算出した当該組合等に係る市町村ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

イ 組合等の区域が一の市町村と一致していない組合等については、その比率を、広域組合等にあつては（２）のアの方法により算出された単位当たり収穫量の概算値に、その他の組合等にあつては（２）のアの方法により推定された組合等の単位当たり収穫量の概算値に乗じて得られた数量を当該組合等の単位当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と１の間において、組合等の単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

２ 組合等ごとの平均単位当たり収穫量を基に定める方法

（１） 組合等ごとの平均単位当たり収穫量

ア 組合等ごとの平均単位当たり収穫量は、県（都、道、府）下全組合等について、関係機関が作成した農作物に関する組合等ごとの資料（以下「農作物に関する資料」という。）による最近５か年間の各年産ごとの単位当たり収穫量の５か年中中庸３か年又は最近３か年のいずれかを選択し（すべての組合等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。

イ アの組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、当該組合等の区域内の耕地の地力その他の土地条件等に照らし適当でないと認められるときは、アの規定にかかわらず、関係機関の意見

を聴いて当該組合等に係る基準又は算出方法を改めることができる。

(2) 都道府県の平均単位当たり収穫量

都道府県知事は、農作物に関する資料の栽培面積を重みとし、(1)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量を算術平均して当該都道府県の平均単位当たり収穫量を算出する。

(3) 組合等ごとの単位当たり収穫量の決定

(2)により算出された都道府県の平均単位当たり収穫量に対する毎年経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の単位当たり収穫量の比率を求め、その比率を(1)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量に乗じて得られた数量を組合等ごとの単位当たり収穫量として決定する。

ただし、当該比率を用いては、近年の単位当たり収穫量の状況を反映させることができないと認める場合は、関係機関の意見を聴いて、当該比率と1の間において、組合等ごとの単位当たり収穫量の決定に用いる比率を定めることができる。この場合、都道府県知事は、理由を経営局長に報告する。

3 1及び2において用いる農林水産統計資料又は農作物に関する資料は、単位当たり収穫量の算出については、前年度までのもの、耕作面積については前年度のものを用いるが、算出するときまでにそれらが得られない場合には、前者については前々年度までのもの、後者については前々年度のものを用いる。

4 単位当たり収穫量の設定に当たっての指導又は助言等

都道府県知事は、組合等の単位当たり収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部の助言等を求める。

第2 単位当たり収穫量の据置き

都道府県知事は、第1により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めることを原則とするが、経営局長が定めた当該都道府県に係るその年の単位当たり収穫量が前年のものと同一であり、かつ、その年の組合等の単位当たり収穫量を定める場合に基礎とすべき第1の1の市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は第1の2の組合等ごとの平均単位当たり収穫量が、前年の組合等の単位当たり収穫量を定める場合に基礎とした第1の1の(1)の市町村ごとの平均単位当たり収穫量又は第1の2の(1)の組合等ごとの平均単位当たり収穫量とほとんど差がない場合は、前年の組合等の単位当たり収穫量と同一の数量をその年の組合等の単位当たり収穫量として定めることができる。ただし、この措置は、第1の1の(3)の都道府県の平均単位当たり収穫量を算出した場合の基礎的な条件(例えば、市町村ごとの平均単位当たり収穫量等)にそれほどの変化がないことを前提としているのであるから、それらの基礎的な条件のいずれかに著しい変化があった場合には、第1に従って計算し、組合等ごとの単位当たり収穫量を新たに定める。

第3 経営局長への報告

都道府県知事は、第1又は第2により組合等ごとの単位当たり収穫量を決定し、通知したときは、遅滞なく、その組合等ごとの単位当たり収穫量及びその算出方法の一覧表を作成して経営局長に報告する。なお、第1の1の(1)のイ又は第1の2の(1)のイにより市町村又は組合等ごとの平均単位当たり収穫量を算出して単位当たり収穫量を定めた組合等については、その理由を、また第2により組合等ごとの単位当たり収穫量を定めた場合には、その旨を、併せて報告する。

第4 組合等の定める基準収穫量の決定結果の審査及び確認

都道府県知事は、第1節の定めるところにより、組合等が共済目的の種類等ごと及び耕地ごとに決定した基準単収の結果の適否につき、組合等が提出した当該共済目的の種類に係る引受通知書の副本及び基準単収検討表による書面審査又は常例検査を行って、確認する。

第3章 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額及び基準収穫量

第1節 品質方式及び災害収入共済方式の基準生産金額の算定

組合等が特定準則第1項の規定により、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに定める基準生産金額は、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る出荷資料、実測資料等により、出荷資料においては農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

第1 組合等は、品質方式及び災害収入共済方式により引受けを行う組合員等の出荷資料、実測資料等から、原則として最近5か年間の各年産ごと、組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの出荷数量（当該組合員等が農業協同組合等へ出荷した数量をいう。以下同じ。）又は実測数量（実測の方法により確認した数量をいう。以下同じ。）を当該年産ごと、組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの引受面積で除して得られる年産ごと、組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの単位当たり収穫量の5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（すべての組合員等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの平均単位当たり収量を算出するものとする。

第2 第1の組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの平均単位当たり収量の算出に当たって、産地別銘柄ごとの出荷数量又は実測数量が、価格の差によりさらに細分化される場合は、その細分化された区分ごとにそれぞれ算出するものとする。

第3 第1で算出された平均単位当たり収量に産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額を乗じて当該組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額を算出する。ただし、第2により細分化された場合はその細分化された区分ごとにキログラム当たり生産金額を乗じたものを合計して算出するものとする。

また、算出した組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額が、前年産に係る組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額と比較して大きく変動する等当該年産の組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額とするには適当でないと認められる場合は、都道府県知事の指示する方法により平年の状況等を勘案して組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額を定めるものとする。この場合、都道府県知事は、当該方法を経営局長に報告する。

第4 第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額は、次により算出する。ただし、第2により細分化された場合はその細分化された区分ごとに算出する。

- 1 水稻については経営局長が別に定める価格とする。
- 2 麦のうち、は種前に契約価格が入札又は相対の方法により決定されるものについては、その契

約価格（消費税及び包装代が含まれている場合には、これらの費用を除いた価格。以下「は種前契約価格」という。）とする。なお、組合員等が、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「戸別所得補償制度実施要綱」という。）第5の3の（2）の①のアに規定する麦について、戸別所得補償制度実施要綱第7の3の畑作物の所得補償交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請し、かつ、その交付を受ける者（共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「交付農業者」という。）である場合には、当該麦のは種前契約価格に当該麦に係る戸別所得補償交付金交付要綱第7の3の（1）の④の交付単価に相当する金額を加えたもの。

3 1及び2以外のものについては、出荷資料、実測資料等の価格（消費税及び包装代が含まれている場合には、これらの費用を除いた価格）の最近5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（全ての産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出したキログラム当たり価格。

第5 第3で算出された組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額に組合員等ごと産地別銘柄ごとの引受面積を乗じ、組合員等ごとに集計し基準生産金額とする。

第6 第1において各年産ごと、組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの単位当たり収穫量が3年以上得られない場合において、1か年以上得られるときは、第2章第1節第1の2の（2）に準じて行うこととする。

第7 組合等は、基準生産金額及び第2節の基準収穫量を定めるに当たって必要があると認めるときは、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

第2節 品質方式及び災害収入共済方式の基準収穫量の算定

組合等が特定準則第2項の規定により、農作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合員等ごとに定める基準収穫量は、当該農作物共済の共済目的の種類等に係る出荷資料、実測資料等により、出荷資料においては農業協同組合等の協力を得て、次の方法により定めるものとする。

第1 組合等は、第1節第1により算出した平均単位当たり収量に、原則として、次の方法により算出される組合員等ごと及び産地別銘柄ごとの品質指数を乗じて組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準収穫量を算出し、それに組合員等ごと産地別銘柄ごとの引受面積を乗じて得た数量を組合員等ごとに集計して基準収穫量を算出する。

また、第1節第3の後段により、組合員等ごと産地別銘柄ごとの単位当たり基準生産金額を、都道府県知事の指示する基準及び方法により平年の状況等を勘案して定めた場合は、基準収穫量についても、同様に勘案して定めることとする。

1 品質方式

$$\text{品質指数} = \frac{\text{第1節第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{法第106条第2項の規定に従い農林水産大臣が定めた金額のうち、第1位の金額}}$$

2 災害収入共済方式

- (1) 組合員等が、交付農業者である場合（次式及び（2）の式において、「一般の麦」は、パン又は中華麺の用に供することを目的とする小麦、ビールの用に供することを目的とする二条大麦及び種子の用に供することを目的とする麦以外の麦を、「パン・中華麺用麦」は、パン又は中華麺の用に供することを目的とする小麦を、「ビール用麦」は、ビールの用に供することを目的とする二条大麦を、「種子用麦」は、種子の用に供することを目的とする麦をいう。）

$$\text{品質指数} = \frac{\text{第1節第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{都道府県ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第106条第2項の規定に従い農林水産大臣が定めた金額（交付農業者が生産するものに係るものに限る。）のうち第1位の金額を、当該都道府県の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る一般の麦、パン・中華麺用麦、ビール用麦又は種子用麦の生産数量割合（最近5か年中中庸3か年又は最近3か年のいずれかを選択し（全ての組合員等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。）を重みとして算術平均した金額}}$$

- (2) 組合員等が交付農業者以外の者である場合

$$\text{品質指数} = \frac{\text{第1節第3の産地別銘柄ごとのキログラム当たり生産金額}}{\text{都道府県ごと及び農作物共済の共済目的の種類等ごとに、法第106条第2項の規定に従い農林水産大臣が定めた金額（交付農業者以外の者が生産するものに係るものに限る。）のうち第1位の金額を、当該都道府県の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る一般の麦、パン・中華麺用麦、ビール用麦又は種子用麦の生産数量割合（最近5か年中中庸3か年又は最近3か年いずれかを選択し（全ての組合員等について、同一のものを選択すること。）、単純算術平均して算出する。）を重みとして算術平均した金額}}$$

- 第2 平均単位当たり収量が第1節第2により細分化されて算出された場合は、品質指数についても、その細分化された単位ごとにそれぞれ算出するものとする。

第4章 引 受 け

第1節 組合等の引受け

第1 共済細目書等

1 組合等は、共済規程等に定める農作物共済の共済細目書提出の期日までに、毎年組合員等に共済目的を明らかにすべき事項を記載した共済細目書異動申告票（様式第1号その1、同その3、同その5又は同その7）を提出させなければならない。当該共済細目書異動申告票の提出があった場合は、当該共済目的に係る共済細目書の提出があったものとして取り扱うものとする。

また、共済細目書異動申告票は複写様式等とし、1部を組合員等の保管に供するものとする。

なお、組合等は、水稻生産実施計画書（米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知。以下「需給調整実施要領」という。）別紙6の第2の1の水稻生産実施計画書をいう。以下同じ。）の認定方針作成者（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第5条第1項に基づき、農林水産大臣の認定を受けた生産調整方針を作成した生産出荷団体等をいう。）及び地域農業再生協議会（需給調整実施要領第1の4の地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）の代表者への提出と水稻共済細目書の組合等への提出が原則として、同時に行えるようにするものとする。

さらに、需給調整の実施状況の確認のため、組合員等の水稻の引受面積の数量を地域農業再生協議会へ提供することについては、あらかじめ組合員等の同意を得て提供するものとし、同意が得られない場合は提供しないものとする。

2 組合等は、1の規定により提出された共済細目書異動申告票に基づき、共済細目書（様式第1号その2、同その4、同その6又は同その8）にその組合員等の引受けの対象となった全耕地について、必要事項を記入し、整理しておかなければならない。

3 組合等は、当該組合等との間に農作物共済の共済関係の存しない組合員等であって、当該組合等に対し農作物共済の共済関係成立の申出をしようとする者に、共済責任期間の始期の20日前までに農作物共済関係成立申出書（様式第2号）を提出させるものとする。

4 麦（小麦、二条大麦、六条大麦及び裸麦に限る。）については、組合等は、交付金の交付申請（予定するものを含む。）の有無を確認するため、組合員等から、農業者戸別所得補償制度の畑作物の所得補償交付金の交付申請の有無等に関する申告書（様式第1号その5又はその7の裏面（様式例））を提出させるものとする。なお、その組合員等について交付農業者として引受けを行ったが、最終的に交付金が交付されなかったことを確認した場合（共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができなかった場合を除く。）には、組合等は当該組合

員等を交付農業者以外の者として引受内容（単位当たり共済金額等）を変更し、共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部の返還を求める旨を組合員等に周知するものとする。

第2 共済関係の除外指定及び共済関係の停止

- 1 組合等は、組合員等に次に掲げる事由が存する耕地があるときは、当該耕地ごとに、共済細目書の摘要欄にその事由を記載して提出させるものとする。
 - (1) 当該農作物が共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。例えば、(ア) 既往の災害により海水又は鉍毒が侵入し十分復旧していない耕地、(イ) 堤防、かんがい排水施設等が破壊され、復旧の見込みがたっていない場合の耕地、(ウ) 河川及びダム敷地にある耕地等。
 - (2) 基準収穫量の適正な決定が困難であること。例えば、(ア) 通常の種類、品種、栽培方法等と著しく異なって農作物が栽培される耕地、(イ) 開拓地、干拓地等であって作付年数が少ない等によりの確な資料がないもの等。
 - (3) 当該農作物の耕作が穀実の収穫を目的としないこと。例えば、青刈り麦、ホールクロップサイレージ用稲、青刈り稲等。
 - (4) 当該農作物につき通常の肥培管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。例えば、野菜、たばこ等の栽培のために麦が風除け用として栽培される耕地等。
- 2 組合等は、組合員等が提出した共済細目書に記載された申告内容の検討又は現地調査の結果、共済関係の除外指定の必要を認めたものについては、当該耕地のリストを作成し、除外年限を定めて、当該事由の認定を都道府県知事に申し出るものとする。この場合において、組合等は、必要があると認めたときは、あらかじめ損害評価会の意見を聞くものとする。
- 3 組合等は、2により都道府県知事の認定を受けたときは、当該認定に係る耕地につき共済関係の除外指定を行うとともに、その旨を関係組合員等に通知するものとする。
- 4 組合員等のうち当該農作物の耕作の規模が施行令第1条の5の規定により都道府県知事が定めた基準に達しない者が、共済責任期間の開始する2週間前までに農作物共済関係停止申出書（様式第3号）を提出して、その共済関係の停止を申し出たときは、組合等は、当該申出書の内容を審査し、適正と認めた場合には、当該農作物について引受けは行わないものとする。

第3 水稲に係る新規開田地等の引受除外

1 引受除外

開拓、干拓、転用等により、昭和47年4月1日以後にその造成が完了した耕地及びその日現在耕地であって、昭和44年4月1日から3年間において水稲の耕作が行われたことのない耕地（以下「新規開田地等」という。）において耕作される水稲については、引受けを行わないものとする。

ただし、次に掲げる事由が存する耕地であって、都道府県知事が指定したものについては、この限りでない。

なお、この指定を受けた新規開田地等であっても、第2の1に掲げる耕地に該当するものである場合には、引受けは行わないものとし、第2に従って共済関係の除外指定に必要な手続きをとるものとする。

(1) 水稲の耕作の目的に供するため国の助成を受けて昭和44年4月1日以降に造成された新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。

例えば、八郎瀧干拓地及び田沢疎水に係る新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。

(2) 昭和47年4月1日現在耕地であって、昭和44年4月1日から3年間において国の行う米の生産調整対策の対象となったことにより水稲の耕作が行われなかったため、新規開田地等に該当することとなった耕地において水稲の耕作を行うこととなったこと。

(3) 水稲の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。）が土地収用法第3条に掲げる事業の用に供されることとなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。

例えば、水稲の耕作を行う耕地が国又は地方公共団体等が設置する公園、緑地、広場、用排水路、ダム、道路、自動車道、飛行場、鉄道等の公共施設の用に供された場合の代替地において水稲の耕作を行うこととなったこと。

(4) 水稲の耕作を行う耕地（新規開田地等を除く。）が耕土の流出、土砂の流入、埋没等の災害により被害を受けたこと、その他やむを得ない事由によりその耕地を水稲の耕作の目的に供さないこととなった場合において、当該耕地に代えて新規開田地等において水稲の耕作を行うこととなったこと。

(5) その他前各号に掲げる事由に準ずると認められること。

例えば、(ア) 自然災害等の被害その他やむをえない事由により昭和47年4月1日前3年間において水稲の耕作ができなかったために新規開田地等に該当することとなった耕地において水稲の耕作を行うこととなったこと。(イ) 過疎地域対策緊急措置法の適用等により挙家転居したため既耕地に代えて新規開田地等で水稲の耕作を行うこととなったこと。(ウ) 新規開田地等の例外引受けの指定を受けた新規開田地等が土地収用法第3条に掲げる事業の用に供された場合のその代替地において水稲の耕作を行うこととなったこと。

2 新規開田地等の例外引受指定の手続き

(1) 組合等は、新規開田地等を水稲の耕作の目的に供することにつき1に掲げる事由が存するものとして都道府県知事の指定を受けようとする者があるときは、その者に対して「新規開田地等の例外引受指定申出書」（様式第4号その1）を配布し、水稲の共済責任期間の始期の1か

月前までに提出させるものとする。

- (2) 組合等は、組合員等から「新規開田地等の例外引受指定申出書」の提出があったときは、その申出事由につき調査し、事実認定を行った上、これを取りまとめ様式第4号その2により水稻の共済責任期間の始期の20日前までに都道府県知事に提出するものとする。

第4 引受けの方法

1 共済細目書用紙の配布及び記載事項の指導

- (1) 組合等は、組合等との間に農作物共済の共済関係が既に成立している者及び本年の作付けの予定の状況からみて当然に当該共済関係が成立するであろうと見込まれる者に対して共済細目書の用紙をその提出期日の2週間前までに配布するものとする。また、あらたに農作物共済の共済関係の成立の申出が見込まれる者に対しては、共済細目書の用紙とともに、農作物共済関係成立申出書（様式第2号）の用紙を共済責任期間の始期の1か月前までに配布するものとする。
- (2) 組合等は、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て共済細目書の記載事項についての指導を行うものとする。

2 共済細目書の検討

- (1) 組合等は、共済細目書が提出されたときは、市町村等関係機関の協力を得て、次によりその内容の検討を行う。
- ア 耕地の地名地番の誤記、作付耕地の申告もれ、架空申告の有無等を過去の引受実績、水稻生産実施計画書等により検討する。
- イ 新規開田地等（例外引受指定を受けたものを除く。）に該当する耕地が含まれていないかどうかを不動産登記簿、過去の共済細目書、水稻生産実施計画書、土地台帳等により検討する。
- ウ うね落とし栽培、間作、混作等の行われている耕地については、その事実の正確な記載があるかどうかを検討するとともに、その実利用面積の把握については、その地方における通常の栽培方法によるものと比較検討する。
- エ 申告された単位当たり収穫量については、「地力等級」、耕種条件及び肥培管理等によりその適否を検討する。
- オ 申告面積及び受委託があった場合にはその面積を前年産引受面積等と比較検討する。
- カ 共済関係の除外指定又は新規開田地等の例外引受指定の申出のあった耕地については、第2又は第3によりその内容を検討する。
- キ 共済規程等の定めるところにより全相殺方式、品質方式及び災害収入共済方式を申し出た組合員等が、規則第47条の9に規定されている者であるかそれ以外の者であるかの判断を、当該地域の農業協同組合等の協力を得て行い、共済細目書の様式が適合していない者に

については、再提出させるものとする。

- (2) 組合等は、(1)による検討の結果、申告面積及び受委託があった場合にはその面積が前年度引受面積等にくらべ著しく増減があった場合その他不備があるとおもわれる場合には、損害評価会の委員、損害評価員、共済連絡員等の協力を得て、現地調査又は聞き取り調査等の方法により、耕作の実態を正確に把握し不備があるものについては、その共済細目書を提出した者に対し、事実を明示して共済細目書の訂正を行わせるものとする。
- (3) 組合等との間に農作物共済の共済関係が既に成立している者及び本年の作付け予定の状況からみて当然に成立するであろうと見込まれる者が共済細目書の提出をしないときは、組合等は、(2)に準じて現地調査を行い、当該共済目的に係る耕作の実態を正確に把握したのち、共済細目書を作成してその者の承諾を求めるものとする。

3 組合員等ごとの引受けの確定

- (1) 組合等は、2の検討結果による共済細目書に基づいて組合員等ごとの引受けの確定をするものとする。
- (2) 2の(2)により共済細目書の訂正を求められた者がその訂正に応ぜず、又は2の(3)により共済細目書の内容について承諾を求められた者がその承諾をしないときは、組合等は、2の(2)又は(3)の調査結果に基づいてその者の引受けの確定をしなければならない。この場合において、組合等は、あらかじめ損害評価会の意見を聞くものとする。

4 組合員等ごとの引受けの再確定

- (1) 組合等は、既に提出された共済細目書に記載された事項が事実と相違するとき又は誤りがあったときは、組合員等に対して遅滞なくその旨を通知させ、又は組合等において自ら訂正しなければならない。
- (2) 組合等は、(1)による通知があったときは、そのことについて2に準じて検討し必要があると認めるときは共済細目書を訂正しなければならない。
- (3) 組合等は、(1)により訂正を行ったときは、その旨を関係組合員等に通知しなければならない。
- (4) 組合等は、(1)又は(2)により訂正された共済細目書に基づいて、組合員等ごとの引受けの再確定をするものとする。
- (5) 組合等は、麦について、農業者戸別所得補償制度の実施に伴う農業災害補償制度の運営について(平成23年10月21日付け23経営第2015号農林水産省経営局長通知)の記の1の(2)により、交付金の交付の有無の確認等を適正に行う。

5 共済事故等による種別の選択結果の変更

共済責任期間開始後における共済事故等による種別の選択結果の変更は、選択制の趣旨及び事業運営の面から好ましくないもので、認めないものとする。

第5 引受通知書の作成及び提出

1 組合等は、第4の3により組合員等ごとの引受けの確定をしたときは農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の定める期日（特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）にあつては第2節第3の1に定める期日）までに、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに引受通知書（様式第5号）を作成して、連合会に提出（特定組合にあつては農林水産大臣に提出するとともにその写しを都道府県知事に送付。以下この節において同じ。）しなければならない。

2 引受通知書作成上留意すべき事項

(1) 品質方式及び災害収入共済方式による農作物共済以外の農作物共済にあつては、引受通知書と組合等単位当たり共済金額選択報告書（農作物共済単位当たり共済金額選択要領第4によるものをいう。）の単位当たり共済金額等は完全に一致していること。

(2) 基準共済掛金率、共済掛金国庫負担割合等の率及び割合については、誤りなく記載すること。

(3) 第2章第1節第1の1の(4)による基準単収の算術平均値は、都道府県知事から通知される当該組合等のその年の単位当たり収穫量の許容範囲に必ずあること。

(4) 引受面積又は引受戸数が著しく変動した組合等にあつては、その理由を記載すること。

3 引受通知書の変更

組合等は、既に提出した引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、1により提出した期日の1か月以内に1の様式により、改めて引受通知書を作成し、変更理由を明記した書面を添付して、連合会に提出しなければならない。

第2節 連合会の引受け

第1 組合等ごとの引受けの確定

1 連合会は、第1節第5の1による組合等からの引受通知書の提出期日をあらかじめ定め、組合等に対してこの期日までに引受通知書を提出させるものとする。

2 連合会は、組合等から提出された引受通知書に基づいて、その内容を審査検討の上、組合等の引受けの確定をするものとする。この場合において、引受戸数、引受面積及び受委託があつた場合にはその面積が前年産引受実績等にくらべ著しい増減があつてその理由が明確でないものその他その内容に疑義があるものについては、組合等に照会し、場合によっては実態調査を行わせることにより、不備のあるものについては訂正を行わせるものとする。

3 連合会は、2による引受けの確定をするに当たって、現地において実態を調査する必要を認め

たときは、都道府県知事に連絡の上、場合によっては協力を要請して、当該組合等の引受事務の処理状況を調査し、適正引受けにつき指導督励するものとする。

第2 組合等ごとの引受けの再確定

連合会は、第1により組合等ごとの引受けの確定をした後において、組合等から、第1節第5の3により変更された引受通知書が提出された場合には、第1に準じて組合等ごとの引受けの再確定をするものとする。

第3 再保険引受通知書の作成及び提出

1 連合会は、組合等ごとの引受けの確定をしたときは、様式第6号により共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに再保険引受通知書を作成し、組合等の引受通知書の写しを添付して、次の期日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

水稻	}	1回作	8月 末日
		2回作	9月15日

陸稲 8月 末日

麦 2月 末日

(春まき麦の引受けのある場合は7月15日)

2 連合会は、既に提出した再保険引受通知書の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく1の様式により、改めて再保険引受通知書を作成し、その変更に係る組合等の引受通知書の写し、変更に係る組合等ごとにその理由を明記した書面を添付して次の期日までに提出しなければならない。

水稻	}	1回作	9月 末日
		2回作	10月15日

陸稲 9月 末日

麦 3月 末日

(春まき麦の引受けのある場合は8月15日)

3 連合会は、1及び2により再保険引受通知書を農林水産大臣に提出するときは、同時にその写しを都道府県知事に送付することとする。

第3節 都道府県知事が行う新規開田地等の例外引受けの指定

都道府県知事は、第1節第3の2の(2)に基づき提出された新規開田地等につき指定をし、又は指定をしなかったときは、その旨を水稲に係る共済責任期間の始期までにその提出した組合等を経由してその組合員等に通知する。

書 類 様 式 目 録

組 合 員 等	書 類 名	様式番号	提 出 先	提 出 期 限
組 合 員 等	共済細目書異動申告票 耕地見取り略図 水稲共済細目書異動申告票 (品質方式用) 麦共済細目書異動申告票 農業者戸別所得補償制度の畑作物の所得補償交付金の交付申請の有無等に関する申告書 麦共済細目書異動申告票 (災害収入共済方式用) 農作物共済関係成立申告書 農作物共済関係停止申告書 新規開田地等の例外引受指定申出書	第1号その1 同附属書 第1号その3 第1号その5 第1号その5 又はその7の裏面 第1号その7 第2号 第3号 第4号その1	組 合 等 " 都 道 府 県 (組合等経由)	組合等の共済規程等に定めた共済細目書提出の期日 " " " " " 共済責任期間の始期前20日 共済責任期間の始期前2週間 共済責任期間の始期前1か月
	共済細目書 水稲共済細目書 (品質方式用) 基準生産金額等算定基礎表 麦共済細目書 麦共済細目書 (災害収入共済方式用) 基準生産金額等算定基礎表 新規開田地等の例外引受指定申出書 引受通知書	第1号その2 第1号その4 同附属書 第1号その6 第1号その8 同附属書 第4号その2 第5号	都 道 府 県 連 合 会、都 道 府 県 (連 合 会 経 由)、 農 林 水 産 省 (連 合 会 経 由)	共済責任期間の始期前20日 連合会の定めた期日
	再保険引受通知書	第6号その1	都道府県、農林水産省	水稲1回作及び陸稲→8月 末日 水稲2回作 →9月15日 麦 →2月 末日
	再保険引受通知書 (品質方式又は災害収入共済方式用)	第6号その2	都道府県、農林水産省	(春まき麦の引受けがある場合は7月15日) (引受変更は上記期日の1か月後、ただし秋まき麦と春まき麦が混在している場合は8月15日)

注意： 特定組合にあつては、表中「組合等」の「提出先」欄の「連合会」及び「(連合会経由)」を削除し「提出期限」欄の「連合会の定めた期日」を「農林水産省の定めた期日」とする。

耕地見取り略図

地区名		組合員等氏名	

- お願い
- 1 この見取り略図には、共済細目書異動申告票に記載したすべての耕地について、その所在がわかるように同票に記入した耕地番号を付して一筆ごとにもれなく書いて下さい。
 - 2 この見取り略図には、これをたよりに現地に行けるように、方位（4）と、目印となる農道、河川、神社、家屋などを書き加えて下さい。
 - 3 農作物共済資格団体にあつては、「組合員等氏名」欄に農作物共済資格団体の代表者の氏名をあわせて記入して下さい。

基準生産金額等算定基礎表

組合員コード _____

組合員等氏名 _____

産地別銘柄 コード	規格等 (価格の差による別)	〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		左の平均 単収 kg	規格等 別割合 円	決定単収A 及び規格等 別割合B	規格等 別価格 円	決定規格 等別価格 円	A×B ×C	品質 指数 D	A×B ×D	備考
		単収 kg	価格 円	単収 kg	価格 円	単収 kg	価格 円	単収 kg	価格 円	単収 kg	価格 円									
	1等	a	g	A	
	2等	b	b/f	B	
	規格外	c	c/f	B	
	種子用	d	d/f	B	
	加工用	e	e/f	B	
	合計	f	1	1	.	.	h	円	i	kg	
	1等	a	g	A	
	2等	b	b/f	B	
	規格外A	c	c/f	B	
	規格外B	d	d/f	B	
		f	1	1	.	.	h	円	i	kg	

- (注意) 1 「規格等」の各欄は、価格の差による別に応じて記入すること。記入数量は、収量に替えて規格等別の割合としても可とする。
 2 各数量の単位は、単収については小数点以下第3位、規格等別割合及び品質指数については小数点以下第4位をそれぞれ四捨五入し、それぞれ小数点以下第2位及び第3位とし、hは切り捨てにより整数とすること。規格等の価格は必要に応じて、円以下の端数も可とする。
 3 規格等別割合は産地別銘柄ごとの計が1となるよう一定の方法により調整すること。
 4 第3章第1節第6の場合及び同第3の後段、第2節第1の後段により単位当たり基準生産金額及び基準収獲量を勘案して定めた場合に記入すること。
 5 各年産の価格欄は、過去の平均価格を使用する必要がある規格等のみ記入すること。

平成 年産 麦 共済細目書

作成日 平成 年 月 日

組合等名 _____
 大地区名 _____
 住 所 _____
 組合員等コード _____
 組合員等氏名 _____

共済事故等による種別 _____
 市町村名 _____
 小地区名 _____
 電話番号 _____
 引受回 _____ 回

類 区 分	危険段階区分	個人選択共済金額	円
-------	--------	----------	---

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	本地 面積 a	引受 面積 a	収量 等級 a	基準 単収 kg	基準 収穫量 kg	引受単収 kg	引受収量 kg	品種名等

引受筆数	本地面積 a	引受面積 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg
------	--------	--------	----------	---------

類 区 分	危険段階区分	個人選択共済金額	円
-------	--------	----------	---

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	本地 面積 a	引受 面積 a	収量 等級 a	基準 単収 kg	基準 収穫量 kg	引受単収 kg	引受収量 kg	品種名等

引受筆数	本地面積 a	引受面積 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg
------	--------	--------	----------	---------

類 区 分 の 合 計	引受筆数	本地面積 a	引受面積 a	基準収穫量 kg	引受収量 kg
----------------	------	--------	--------	----------	---------

(注意) 1 一筆方式の7割(6割又は5割)補償にあつては「引受単収」欄には基準単収に0.7(0.6又は0.5)を乗じた収量を記入し、「引受収量」欄には引受面積に基準単収を乗じ、更に0.7(0.6又は0.5)を乗じた収量を記入すること。
 2 半相殺方式の8割(7割又は6割)補償にあつては、「合計」の基準単収に0.8(0.7又は0.6)を乗じた収量を「引受収量」欄に記入すること。
 3 全相殺方式の9割(8割又は7割)補償にあつては、「合計」の基準単収に0.9(0.8又は0.7)を乗じた収量を「引受収量」欄に記入すること。
 4 「個人選択共済金額」欄には、共済規程等の定めに基づき、所定の期限までに申し出た者がある場合にその金額を記入すること。
 5 共済事故等による種別又は個人選択共済金額は、共済責任期間の開始後において変更はできません。

基準生産金額等算定基礎表

組合員コード _____

組合員等氏名 _____

産地別銘柄 コード	規格等 (価格の差による別)	〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		〇〇年産		左の平均		単取 規格等 別割合	決定単取A 及び規格等 別割合B	規格等 別価格 円	決定規格 等別価格 円	A×B ×C	品質 指数 D	A×B ×D	備考
		単取 kg	価格 円	単取 kg	価格 円	単取 kg	価格 円	単取 kg	価格 円	単取 kg	価格 円	単取 kg	価格 円								
	1等		g	A						
	2等		a/f	B			.	.	.	
	規格外A		b/f	B			.	.	.	
	規格外B		c/f	B			.	.	.	
	規格外C		d/f	B			.	.	.	
	合計		e/f	B			.	.	.	
			f	1			h	円	i	kg
	1等		g	A			.	.	.	
	2等		a/f	B			.	.	.	
	規格外A		b/f	B			.	.	.	
	規格外B		c/f	B			.	.	.	
			d/f	B			.	.	.	
			f	1			h	円	i	kg

- (注意) 1 「規格等」の各欄は、価格の差による別に応じて記入すること。記入数量は、収量に替えて規格等別の割合としても可とする。
 2 各数量の単位は、単取については小数点以下第3位、規格等別割合及び品質指数については小数点以下第4位をそれぞれ四捨五入し、それぞれ小数点以下第2位及び第3位とし、hは切り捨てにより整数とすること。規格等の価格は必要に応じて、円以下の端数も可とする。
 3 規格等別割合は産地別銘柄ごとの計が1となるよう一定の方法により調整すること。
 4 第3章第1節第6の場合及び同第3の後段、第2節第1の後段により単位当たり基準生産金額及び基準収量を勘案して定めた場合にその旨を備考欄に記入すること。

様式第2号

農作物共済関係成立申出書

農業共済組合

組合長理事 何 某 殿
市町村長 何 某 殿

年 月 日

住 所

氏 名 (印)

平成 年産〇〇から農作物共済の共済関係を成立させたいので、下記のとおり明細を添えて申出致します。

記

- | | |
|---------|---|
| (1) 水 稲 | a |
| (2) 陸 稲 | a |
| (3) 麦 | a |

様式第3号

農作物共済関係停止申出書

農業共済組合

組合長理事 何 某 殿
市町村長 何 某 殿

年 月 日

住 所

氏 名 (印)

平成 年産水稲（陸稲、麦）について共済関係を停止したいので、下記のとおり明細を添えて、申出致します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 停止したい共済目的 | |
| 耕 作 面 積 | a |

新規開田地等の例外引受指定申出書

〔農業共済組合
市 町 村 経由〕

県（都道府）知事 何 某 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名 (印)

農業災害補償法第150条の2第1項ただし書の規定に基づく指定を受けたく下記のとおり明細及び事由を添えて申出致します。

記

対 象 耕 地			申出事由
地 名	地 番	耕地面積	
		a	

上記に対する組合等の事実認定

上記については、調査の結果事実と相違ないものと認めます。

平成 年 月 日

農業共済組合

組合長理事 何 某 (印)

市 町 村 長 何 某 (印)

----- き り と り 線 -----

住所 第 号

氏名 殿 平成 年 月 日

県（都道府）知事 何 某 (印)

新規開田地等の例外引受指定に関する通知

さきに申出のあった下記耕地は、農業災害補償法第150条の2第1項のただし書の規定に基づき、例外引受対象耕地として指定する。

指定しない。

記

地 名	地 番	耕地面積
		a

新規開田地等の例外引受指定申出書

県（都道府）知事 何 某 殿 平成 年 月 日 第 号

農業共済組合

組合長理事 何 某 (印)

市 町 村 長 何 某 (印)

このことについて、別添のとおり何某ほか 人から申出があったので提案致します。

平成 年産 引受通知書

第 号
平成 年 月 日

農業共済組合連合会

会長理事 殿

農業災害補償法第127条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり通知（変更通知）します。

農業共済組合

組合長理事

印

市町村長

印

共済事故等による種別					

引 受 戸 数	戸	戸	戸
引 受 面 積	a	a	a
基準収穫量（又は基準生産金額）	kg（円）	kg（円）	kg（円）
引受収量（又は特定農作物共済限度額）	kg（円）	kg（円）	kg（円）
共 済 金 額	円	円	円
基 準 共 済 掛 金	円	円	円
共 済 掛 金	円	円	円
農作物交付対象負担金額	円	円	円
組合員等負担共済掛金	円	円	円
保 険 金 額	円	円	円
保 険 料 総 額	円	円	円
組 合 等 交 付 金 額	円	円	円
納 入 保 険 料	円	円	円
共済目的別基準単収実行率	%	%	%
秋 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%
六条大麦	%	%	%
裸 麦	%	%	%
春 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%

（注意） 1. この通知書を再保険引受通知書に添付して都道府県及び農林水産省へ提出する場合（特定組合にあっては、この通知書を都道府県及び農林水産省へ提出する場合）は、本様式のほか、以下の項目について別途データとして送信又は送付するものとする。

危険段階区分、選択単位区分、危険段階区分ごと及び単位当たり共済金額ごと（品質方式及び災害収入共済方式にあっては、危険段階区分ごと）の各項目（引受戸数、引受面積、基準収穫量（又は基準生産金額）、引受収量（又は特定農作物共済限度額）、共済金額、基準共済掛金、共済掛金、基準共済掛金率及び共済掛金率）、共済掛金国庫負担割合、病虫害割引割合、農作物通常標準被害率、農作物通常責任共済金額、農作物通常責任保険歩合、通常歩合保険金額、農作物異常責任保険金額、農作物異常共済掛金標準率、異常部分保険料、通常共済掛金、通常歩合保険料、引受総筆数、実行基準単収、都道府県知事が定める単位当たり収穫量及び、単位当たり平均共済金額。

ただし、品質方式及び災害収入共済方式にあっては、実行基準単収、都道府県知事が定める単位当たり収穫量及び単位当たり平均共済金額、特定組合にあっては農作物通常責任保険歩合、通常歩合保険金額、農作物異常責任保険金額、農作物異常共済掛金標準率、異常部分保険料、通常共済掛金、通常歩合保険料を除く。

2. なお、事故除外方式にあっては、基準共済掛金、共済掛金、農作物交付対象負担金額、組合員等負担共済掛金及び異常部分保険料は病虫害割引前のデータについても送信するものとする。
3. この引受通知書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとにとりまとめ作成するものとし、共済事故等による種別が2以上の場合は、共済目的の種類ごとの総計についても作成し添付すること。
 なお、品質方式及び災害収入共済方式がある場合の総計の作成に当たっては、基準収穫量、引受収量及び共済目的別基準単収実行率の欄は品質方式及び災害収入共済方式分を除いたものの集計値等とすること。
4. 「共済事故等による種別」欄は、以下のとおりとする。

上段

一筆方式の場合 …	1	一筆
半相殺方式の場合 …	2	半相殺
全相殺方式の場合 …	3	全相殺
災害収入共済方式の場合 …	4	災害収入
品質方式の場合 …	5	品質
総計の場合 …		総計

（なお、共済事故等による種別が1つのみの場合は、右欄外に「総計」と記入すること。）

中段

事故除外方式以外の場合 …	1	一般
事故除外方式の場合 …	2	事故除外
総計の場合 …		

←（空欄）

下段

9割補償の場合 …	90	9割補償
8割補償の場合 …	80	8割補償
7割補償の場合 …	70	7割補償
6割補償の場合 …	60	6割補償
5割補償の場合 …	50	5割補償

5. 「引受戸数」欄は、総計を作成する場合は右側に延べ戸数、左側に（ ）書きで実戸数を記入すること。

6. 「引受面積」欄は、単位はアールとし、1アール未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。

7. 単位当たり平均共済金額以外の金額の1円未満の端数はすべて切り捨て整理すること。

8. 以下の項目は、次により算出するものとする。

組合等交付金額＝農作物交付対象負担金額（法第12条第1項又は第2項の国庫負担のとりまとめ額）
－保険料総額

納入保険料＝保険料総額－農作物交付対象負担金額

通常歩合保険金額＝農作物通常責任共済金額×農作物通常責任保険歩合

異常部分保険料＝法第124条第1項第1号の金額

通常共済掛金＝共済掛金（事故除外方式にあつては病虫害割引済み額）－異常部分保険料

通常歩合保険料＝法第124条第1項第2号の金額

実行基準単収＝基準収穫量÷引受面積（1キログラム未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。）

単位当たり平均共済金額＝共済金額÷引受面積（円を単位として小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。）

9. 特定組合にあつては、宛先を農林水産大臣とし通知文を「農業災害補償法第142条において準用する同法第138条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり通知（変更通知）します。」とすること。

平成 年産 再保険引受通知書

第 号

農林水産大臣

平成 年 月 日

殿

農業災害補償法第 138 条第 1 項（第 2 項）の規定により、下記の通り通知（変更通知）します。

農業共済組合連合会

会長理事

印

共済事故等による種別					

引 受 戸 数	戸	戸	戸
引 受 面 積	a	a	a
基準収穫量又は基準生産金額	kg (円)	kg (円)	kg (円)
引受収量又は特定農作物共済限度額	kg (円)	kg (円)	kg (円)
共 済 金 額	円	円	円
共 済 掛 金	円	円	円
農作物交付対象負担金額	円	円	円
再 保 険 金 額	円	円	円
保 険 金 額	円	円	円
再 保 険 料	円	円	円
連 合 会 手 持 保 険 料	円	円	円
保 険 料 総 額	円	円	円
組 合 等 交 付 金 額	円	円	円
徴 収 保 険 料	円	円	円
連 合 会 交 付 金 額	円	円	円
納 入 再 保 険 料	円	円	円
引 受 組 合 等 数			
共済目的別基準単収実行率	%	%	%
秋 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%
六条大麦	%	%	%
裸 麦	%	%	%
春 播 小 麦	%	%	%
二条大麦	%	%	%

(注意) 1. 本様式の提出にあたっては、以下の項目について別途データとして送信（又は送付）するものとする。

単位当たり共済金額、単位当たり共済金額別の各項目（引受戸数、引受面積、基準収穫量、引受収量及び共済金額）（品質方式及び災害収入共済方式にあつては引受戸数、引受面積、基準生産金額、特定農作物共済限度額及び共済金額）、組合員等負担共済掛金、農作物通常責任共済金額、通常歩合保険金額、連合会異常責任保険金額、連合会異常標準被害率、連合会異常責任保有保険金額、農物再保険料率、病虫害割引割合、引受総筆数、実行基準単収、農林水産省指示単収、単位当たり平均共済金額。

ただし、品質方式及び災害収入共済方式にあつては実行基準単収、農林水産省経営局長が定める単位当たり収穫量及び単位当たり平均共済金額を除く。

2. なお、事故除外方式にあつては、共済掛金、農作物交付対象負担金額、組合員等負担共済掛金及び再保険料は病虫害割引前のデータについても送信するものとする。
3. この再保険引受通知書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに集計（種別計）して作成するとともに、共済目的の種類ごとの総計についても集計（総計）して作成する。（組合等の共済事故等による種別が同一で1つのみの場合は、別に総計を作成しなくてもよい。）なお、品質方式及び災害収入共済方式がある場合の総計の作成に当たっては、基準収穫量、引受収量及び共済目的別基準単収実行率の欄は品質方式及び災害収入共済方式分を除いたものの集計値等とすること。
4. 「事故等による種別」欄は様式第5号の（注意）の4と同様とする。
5. 「引受戸数」欄は、総計を作成する場合は右側に延べ戸数、左側に（ ）書きで実戸数を記入すること。
6. 「引受面積」欄は、単位はアールとし、1アール未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。
7. 「引受組合等数」欄は、総計を作成する場合は、実組合等数を記入すること。
8. 以下の項目は、次により算出するものとする。
連合会手持保険料＝保険料総額－再保険料（又は病虫害割引済み再保険料）
連合会交付金額＝連合会手持保険料－徴収保険料
納入再保険料＝徴収保険料－連合会手持保険料
実行基準単収＝基準収穫量÷引受面積
（1キログラム未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入すること。）
単位当たり平均共済金額＝共済金額÷引受面積（円を単位として小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとすること。）
9. 「徴収保険料」欄には引受通知書の納入保険料の額の集計値を記入すること。

Ⅱ 基準収穫量設定準則等関係告示等

(1) 基準収穫量設定準則

○農林省告示第405号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第109条第5項の規定に基づき、農作物共済基準収穫量設定準則を次のように定める。

昭和39年4月18日

農林大臣 赤城宗徳

改正	昭和45年6月10日	農林省告示第801号
〃	昭和47年2月9日	農林省告示第54号
〃	昭和47年5月15日	農林省告示第749号
〃	昭和47年12月4日	農林省告示第2255号
〃	昭和52年2月1日	農林省告示第59号
〃	昭和53年7月5日	農林省告示第793号
〃	平成3年10月14日	農林水産省告示第1261号
〃	平成5年7月30日	農林水産省告示第868号
〃	平成12年3月31日	農林水産省告示第486号
〃	平成15年6月30日	農林水産省告示第961号
〃	平成15年12月9日	農林水産省告示第1993号
〃	平成18年11月9日	農林水産省告示第1522号
〃	平成23年8月31日	農林水産省告示第1673号

農作物共済基準収穫量設定準則

- 1 農業災害補償法(以下「法」という。)第109条第1項から第3項までの基準収穫量は、毎年、農作物共済の共済目的の種類等(法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。)ごと及びその共済責任期間の開始時がその年に属する農作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとに、当該共済責任期間の開始後遅滞なく、定めるものとし、その数量は、当該耕地の単位当たり基準収穫量に当該耕地の耕作面積を乗じて得た数量とする。

- 2 前項の単位当たり基準収穫量は、同項に規定する耕地ごとに、前年産の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る単位当たり基準収穫量、組合員等(法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。)が組合等(同条第3項の組合等をいう。以下同じ。)に申告した当該耕地の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る単位当たり収穫量又は当該耕地の地力その他の土地条件等を参酌して定めるものとする。
- 3 水稻及び麦についての法第109条第3項の基準収穫量に係る第1項の単位当たり基準収穫量は、組合員等が耕作する農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る収穫物の収穫量を乾燥調製施設における計量結果(麦にあつては、乾燥調製施設における計量結果又は売渡数量。以下「施設計量結果等」と総称する。)により把握できるときは、前項の規定にかかわらず、第1項に規定する耕地ごとに、施設計量結果等を基礎として定めることができる。
- 4 第2項の場合においては、同項の規定により定められる第1項の単位当たり基準収穫量の当該耕地の耕地面積を重みとする当該組合等についての算術平均は、当該組合等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係るその年の単位当たり収穫量に別に農林水産大臣が定める異なる2の割合を乗じて得た数量の範囲内となるようにしなければならない。
- 5 組合等は、法第109条第1項から第3項までの基準収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部の指導又は助言等を受けるものとする。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行し、昭和39年産の水稻及び陸稲並びに昭和40年産の麦から適用する。
- 2 昭和39年産の水稻及び陸稲並びに昭和40年産の麦についての本則第2項の規定の適用については、同項中「前年産の当該共済目的の種類に係る単位当たり基準収穫量」とあるのは、「水稻又は陸稲にあつては昭和33年4月30日農林省告示第307号(農業災害補償法第13条第1項の組合等が行なう農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行なう農作物共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件)第3第1項の規定により定められた昭和38年産の水稻又は陸稲に係る平年における収穫量、麦にあつては同項の規定により定められた昭和39年産の麦に係る平年における収穫量」とする。

(2) 基準生産金額及び基準収穫量設定準則

○農林水産省告示第484号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の3の3第1項及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第47条の8第1項の規定に基づき、農作物共済の共済目的の種類等に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則を次のように定め、平成12年4月1日から施行する。

平成12年3月31日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

改正	平成15年 6月30日	農林水産省告示第	961号
〃	平成16年 1月30日	農林水産省告示第	149号
〃	平成18年11月 9日	農林水産省告示第	1520号
〃	平成23年 3月29日	農林水産省告示第	682号
〃	平成23年 8月31日	農林水産省告示第	1673号

特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第150条の3の3第1項の基準生産金額は、農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと、農作物の年産ごと及び組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）ごとに定めるものとし、その金額は、原則として過去5年間における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、若しくは売渡しを受けた収穫物の数量及び価格に関する資料（水稻については、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第13条第1項の検査証明書を含む。以下「出荷資料」という。）又は当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る実測の方法により確認した収穫物の数量及び品位に関する資料（以下「実測資料」という。）に基づき算出される当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物等に係る産地別銘柄ごとの単位当たり生産金額に、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の産地別銘柄ごとの栽培面積をそれぞれ乗じて得た金額を合計した金額とする。
- 2 農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第47条の8第1項の基準収穫量は、農作物

共済の共済目的の種類等ごと、農作物の年産ごと及び組合員等ごとに定めるものとし、その数量は、原則として過去5年間における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る出荷資料又は実測資料に基づき算出される当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る産地別銘柄ごとの単位当たり収穫量に当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る産地別銘柄ごとの品質指数を乗じて得た数量に、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る産地別銘柄ごとの栽培面積を乗じて得た数量を合計した数量とする。

- 3 前項の品質指数は、原則として過去5年間における当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る出荷資料又は実測資料に基づき産地別銘柄ごとに算出される品質の程度に応じて組合等（法第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）の定める指数とする。
- 4 組合等は、法第150条の3の3第1項の基準生産金額又は規則第47条の8第1項の基準収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。

(3) その他関係告示等

○農林水産省告示第1991号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第107条第1項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める別を次のように定め、平成16年4月1日から施行し、同日付けで、昭和52年2月1日農林省告示第58号（農業災害補償法第107条第1項の主務大臣が定める別を定める件）は、廃止する。

平成15年12月9日

農林水産大臣 亀井 善之

農業災害補償法（以下「法」という。）第107条第1項の農林水産大臣が定める別は、次のとおりとする。

1 次に掲げる農作物共済の別

- イ 法第106条第1項第1号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済の共済目的の種類等（同号の「農作物共済の共済目的の種類等」をいう。以下同じ。）に係る農作物共済
- ロ 法第106条第1項第2号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物共済
- ハ 法第106条第1項第3号に掲げる金額を共済金額とする農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物共済
- ニ 法第150条の3の3第1項に規定する金額を共済金額とする農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物共済

2 次に掲げる割合の別

- イ 法第109条第1項から第3項までの規定により農林水産大臣が定める割合
- ロ 法第150条の3の3第1項の規定により農林水産大臣が定める割合

○農林水産省告示第1992号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第109条第1項から第3項までの規定に基づき、同条第1項から第3項までの農林水産大臣が定める割合を次のように定め、平成16年4月1日から施行する。

平成15年12月9日

農林水産大臣 亀井 善之

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第109条第1項の農林水産大臣が定める割合は、100分の30、100分の40及び100分の50とする。
- 2 法第109条第2項の農林水産大臣が定める割合は、100分の20、100分の30及び100分の40とする。

3 法第109条第3項の農林水産大臣が定める割合は、100分の10、100分の20及び100分の30とする。

○農林水産省告示第2019号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の3の3第1項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める割合を次のように定め、平成16年4月1日から施行する。

平成15年12月9日

農林水産大臣 亀井 善之

農業災害補償法第150条の3の3第1項の農林水産大臣が定める割合は、100分の90、100分の80及び100分の70とする。

○農林水産省告示第2020号

農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第47条の8第1項の規定に基づき、同項の農林水産大臣の定める方法を次のように定め、平成16年4月1日から施行する。

平成15年12月9日

農林水産大臣 亀井 善之

- 1 農業災害補償法施行規則第47条の8第1項の農林水産大臣の定める方法は、同項の農作物の収穫量に品質指数を乗じる方法とする。
- 2 前項の品質指数は、当該組合員等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第12条第1項の組合員等をいう。）の当該農作物共済の共済目的の種類等（同法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。）に係る特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成12年3月31日農林水産省告示第484号）第2項の品質指数とする。

○農作物共済基準収穫量設定準則第4項の規定に基づく別に定める割合について

平成12年3月31日

12農経B第1212号

農林水産事務次官

〔 知 事 〕 宛
〔 連 合 会 長 〕

農作物共済基準収穫量設定準則（昭和39年4月18日農林省告示第405号）第4項の規定に基づく別に農林水産大臣が定める異なる二の割合は、水稻にあつては100分の95及び100分の105、陸稲にあつては100分の90及び100分の110、麦にあつては100分の90及び100分の110と定めたので、御了知願いたい。

Ⅲ 農作物共済における飼料用米等取扱要綱について

平成21年6月19日
21経営第1320号
農林水産省経営局長通知
知 事 宛

改正 平成21年8月5日21経営第2413号、22年6月1日22経営第1124号、23年
9月1日23経営第1663号、23年12月26日23経営第2313号

米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2の新規需要米のうち、同要領別紙4の第3の1に掲げる飼料用のもの及び同要領別紙4の第3の2に掲げる米粉用のものを農作物共済の水稲として円滑に取り扱うため、農作物共済における飼料用米等取扱要綱を別添1のとおり定め、平成21年産の水稲から適用することとしたので、御了知の上、貴管内農業共済組合等への周知及び指導をよろしく願います。

また、この要綱の施行に伴い、農作物共済における飼料用米取扱要綱（昭和62年6月12日付け62農経B第1450号農林水産省経済局長通知）は廃止する。

なお、平成20年産以前の水稲については、なお従前の例によるものとする。

おって、このことについて、貴県（道府）農業共済組合連合会会長理事あて別添2のとおり通知したので、申し添える。

農作物共済における飼料用米等取扱要綱

第1 通 則

1 目 的

この要綱は、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第2条第2項の新用途米穀並びに米穀の需給調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2の新規需要米のうち、同要領別紙4の第3の1に掲げる飼料用のもの（以下「飼料用米」という。）及び同要領別紙4の第3の2に掲げる米粉用のもの（以下「米粉用米」という。）を農作物共済の水稲として円滑に取り扱うことを目的として、その具体的な取扱方法を定めるものとする。

2 引受要綱、損害評価要綱等との関係

飼料用米及び米粉用米の取扱いについては、この要綱に定めるもののほか、農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知。以下「引受要綱」という。）、農作物共済損害評価要綱（昭和47年3月23日付け47農経B第466号農林省農林経済局長通知。以下「損害評価要綱」という。）、農作物共済損害評価組合等実測調査要領（昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知。以下「組合等実測調査要領」という。）、農作物共済損害評価連合会実測調査要領（昭和47年3月23日付け47農経B第467号農林省農林経済局長通知。以下「連合会実測調査要領」という。）その他の農作物共済（水稲）の業務取扱いに関する通知の定めるところによる。

第2 引 受 け

1 単位当たり共済金額

組合等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第3項の組合等をいう。以下同じ。）が共済規程等（法第86条第1項の共済規程等をいう。以下同じ。）で定める単位当たり共済金額は、飼料の用に供するもの又は米粉の用に供するものとして農林水産大臣が定めたものから選択するものとする。

この場合において、組合等は、当該組合等の区域（法第107条第1項の組合等の区域をいう。）内における生産製造連携事業計画に係る認定申請書（米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）別記様式第1号）、新規需要米取組計画書（米穀の需給調整実施要領別紙4の第5の1の新規需要米取組計画書のうち飼料用米及び米粉用米に係るものをいう。以下同じ。）等の内容から、当該組合等の区域内の飼料用米及び米粉用米に係る農家手取価格（出荷価格から運搬料、検査料等の流通関係経費を控除した価格をいう。）を推計し、その推計値からみて適正な価額を選択するものとする。

2 組合等が定める耕地ごとの基準単収

組合等が定める耕地ごとの基準単収（引受要綱第2章第1節第1の基準単収をいう。以下同じ。）は、引受要綱第2章第1節第1に基づき定めるが、飼料用米の耕作を行う耕地については、水稲の穀実（玄米）の全量（飼料用米として流通することとなる粗玄米）を基礎とし、かつ、当該耕地の耕種条件、肥培管理、過去の被害実績等（これらの事項を確認することができる資料（栽培計画等）の組合員等からの提出等の方法により確認する。）を参酌して定めるものとする。

なお、引受要綱第2章第1節第1の1の（4）の規定について、飼料用米及び米粉用米は対象としないものとする。

3 組合等の引受け

(1) 共済細目書

組合等は、当該組合等の組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）で飼料用米及び米粉用米の耕作を行うものがある場合は、当該組合員等が組合等に共済細目書異動申告票（引受要綱様式第1号その1）を提出する際に、当該耕作を行う耕地の品種欄に、品種名と併せて、飼料用米にあつては「㊦」と、米粉用米にあつては「㊧」と記載するなどして、当該耕作を行う耕地を明確にさせるものとする。

単位当たり共済金額の個人選択を導入する組合等にあつては、共済細目書異動申告票の「選択共済金額」欄及び共済細目書の「個人選択共済金額」欄について、飼料用米及び米粉用米の欄を設けるなどして金額を記載することができるようにすることとする。

(2) 共済細目書の検討

ア 組合等は、飼料用米及び米粉用米を耕作する組合員等から共済細目書の提出を受けたときは、引受要綱第4章第4の2によるほか、地域農業再生協議会（需給調整実施要領第1の4の地域農業再生協議会をいう。以下同じ。）等と連絡を密にし、生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第1項の生産製造連携事業計画をいう。以下同じ。）の内容及び認定（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第4条第1項及び第5条第1項の認定をいう。以下同じ。）又は新規需要米取組計画書の内容及び認定（米穀の需給調整実施要領別紙4の第5の6の認定をいう。以下同じ。）の状況を確認し、耕地、作付面積、品種等の誤記、記入漏れ、変更等の有無を検討する。

なお、飼料用米及び米粉用米を主食用米（飼料用米及び米粉用米以外の水稻をいう。以下同じ。）と同一耕地に同一品種で作付けしている耕地については、飼料用米、米粉用米及び主食用米ごとに分割することとし、当該分割した耕地ごとの面積は、次の（ア）又は（イ）の面積とする。

（ア） 組合員等が、分割前の耕地内のそれぞれの作付箇所を杭などの目印で分割することができる耕地

杭などの目印で分割した耕地ごとの面積。

（イ） （ア）以外の耕地

分割前の耕地の面積に、当該組合員等が栽培する飼料用米、米粉用米及び主食用米のそれぞれの面積から、（ア）の耕地及び耕地ごとに飼料用米、米粉用米又は主食用米を作付けしている耕地（以下「分割等耕地」という。）の面積（分割等耕地がない場合には0（零））をそれぞれ差し引いた飼料用米、米粉用米及び主食用米ごとの面積の、当該面積を合計した面積に対する割合を乗じた面積。

イ 組合等は、飼料用米、米粉用米又は主食用米のいずれかが次の（ア）又は（イ）に該当する場合には、その引受方式（引受要綱第1章第3節の一筆方式、半相殺方式、全相殺方式及び品質方式をいう。以下同じ。）について、組合員等から既に申出のあった引受方式とは別の引受方式での申出も行わせることとする。

（ア）引受要綱第4章第1節第4の2の（1）のキの検討の結果、農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第47条の9に規定されている者以外の者となり、組合員等が申し出た引受方式で引き受けることができない場合。

（イ）組合員等が申し出た引受方式とは別の引受方式で引き受けることが、組合等の事務の効率化の観点から最も効果的である場合であって、かつ、当該別の引受方式で引き受けることについて当該組合員等の了承が得られている場合。

（3）組合員等ごとの引受けの再確定

組合等は、引受要綱第4章第1節第4の3の組合員等ごとの引受けの確定後において、生産製造連携事業計画の認定又は新規需要米取組計画書の認定に伴い組合員等の耕地に飼料用米及び米粉用米の耕作を行うこととなったものが新たに発生した場合には、当該組合員等に対してその旨を報告させるものとする。当該報告を受けた場合には、共済細目書について（2）と同様の検討を行い、引受要綱第4章第1節第4の4の組合員等ごとの引受けの再確定（以下「再確定」という。）の必要がある場合には、再確定をするものとする。また、地域農業再生協議会等と連絡を密にし、当該報告のない場合についても、（2）と同様の検討を行い、再確定の必要がある場合には、再確定をするものとする。

ただし、生産製造連携事業計画の認定及び新規需要米取組計画書の認定が、収穫する前に行われなかった場合には、再確定の対象としないものとする。

（4）引受通知書

飼料用米及び米粉用米の引受けを行う組合等は、引受通知書（引受要綱第4章第1節第5の引受通知書をいう。以下同じ。）を作成するに当たり、引受戸数の合計欄にかっこ書で実引受戸数を記載するものとする。また、別紙様式「飼料用米等引受状況表」に準じて作成した表を引受通知書に添付するものとする。

4 連合会の引受け

農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、再保険引受通知書（引受要綱第4章第2節第3の再保険引受通知書をいう。以下同じ。）を作成するに当たり、連合会の会員である組合等で飼料用米及び米粉用米の引受けを行うものがある場合は、引受戸数の合計欄に、かっこ書で実引受戸数を記載するものとする。また、別紙様式「飼料用米等引受状況表」を再保険引受通知書に添付するものとする。

第3 損害評価

1 損害評価通則

(1) 評価の単位

飼料用米及び米粉用米を引き受けている組合等にあつては、水稻の損害評価（損害評価高の決定を含む。）を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分して行うものとする。

(2) 収量の基準

飼料用米については、水稻の穀実（玄米）の全量（飼料用米として流通することとなる粗玄米）を収穫量として損害評価を行うものとする。

(3) 現地評価

飼料用米及び米粉用米の現地評価を悉皆調査、抜取調査及び連合会抜取調査で行う場合は、以下のとおり行うものとする。

ただし、以下のイの場合において、主食用米、飼料用米及び米粉用米の被害状況に差がないときには、評価地区を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分せず、現地評価を行っても差し支えない。

なお、飼料用米及び米粉用米の損害評価に係る抜取調査筆数は、組合等にあつては1評価地区当たり5筆以上、連合会にあつては1組合等当たり3筆以上とするが、上記ただし書の場合はこの限りでない。

ア 飼料用米及び米粉用米に係る作付品種又は耕地の肥培管理が主食用米のものと異なる場合
現地評価を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分して行う。

イ 飼料用米及び米粉用米に係る作付品種及び耕地の肥培管理が主食用米のものと同一の場合
以下の（ア）及び（イ）のとおり行う。

（ア）第2の3の（2）のアの分割等耕地

現地評価を主食用米、飼料用米及び米粉用米に区分して行う。

（イ）第2の3の（2）のアの杭などの目印で分割することができない耕地

当該耕地の現地評価を一括して行い、その結果を同一耕地に作付されている主食用米、飼料用米及び米粉用米それぞれに適用する。

(4) 損害評価高のとりまとめ

(3)に基づき現地評価を行った場合における平均単収差及び単当修正量については、主食用米、飼料用米及び米粉用米を区分して算定し、それぞれに適用するものとする。ただし、(3)のただし書により、主食用米、飼料用米及び米粉用米に評価地区を区分せず組合等及び連合会の現地評価を行った場合には、平均単収差及び単当修正量を主食用米、飼料用米及び米粉用米ごと

に区分せず算定し、それぞれに適用するものとする。

2 事務取扱細則

(1) 損害評価要綱関係

ア 組合等

(ア) 組合員等の損害通知書（損害評価要綱様式第1号の5、同第1号の6の(1)、同第1号の6の(2)、様式例第21号、同例第23号の1、同例第23号の2、同例第24号、同例第50号の1、同例第50号の2及び同例第50号の3）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りでない。

なお、様式中損害評価野帳の部分及び被害表示の立札の部分のそれぞれごとに、欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊠」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

(イ) 農単申告抜取調査野帳（損害評価要綱様式第1号の7）、組合員等別計算表（損害評価要綱様式第22号、同第26号及び同第26号の2）、損害評価野帳（損害評価要綱様式例第25号）、平均単収差計算表（損害評価要綱様式第27号及び同第27号の2）、分割減収量計算表（損害評価要綱様式例第51号）、組合等別出荷数量等調査及び実測調査結果取りまとめ表（損害評価要綱様式例第52号）並びに損害評価取りまとめ表（損害評価要綱様式第53号）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りでない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊠」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米に係るものについては、様式例第25号中、「玄米(上麦)重歩合」欄については空欄とする。

(ウ) 当初評価高報告書（損害評価要綱様式第28号の1、同第29号の1、同第30号の1及び同第54号の1（特定組合（法第53条の2第4項の特定組合をいう。以下同じ。）にあっては、同第28号の2、同第29号の2、同第30号の2及び同第54号の2））

飼料用米及び米粉用米の被害を含めて当初評価高報告書を提出する場合は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して当初評価高報告書を作成するものとする（単当共済減収量別一筆方式超過被害面積及び共済減収量欄は記入不要）が、別添資料として主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（当初評価高報告書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊦内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊧内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊨内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、農作物通常責任共済金額及び支払保険金見込額の欄は記入する必要はない。

- (エ) 評価地区別単当修正量報告書（損害評価要綱様式第31号の1又は同第31号の2及び同第31号の3）並びに病虫害による共済減収量報告書（損害評価要綱様式第32号から同第34号まで）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りでない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊩」と、米粉用米に係るものについては「㊪」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

- (オ) 組合等の損害通知書（損害評価要綱様式第3号の5の(1)から同第3号の5の(4)（特定組合にあっては、第3号の5の(5)から第3号の5の(8)）まで）

損害通知書は水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（損害通知書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊦内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊧内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊨内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、支払保険金見込額及び農作物異常部分保険金の欄は記入する必要はない。

- (カ) 仮損害評価書（損害評価要綱様式第8号の2の(1)から同第8号の2の(3)まで）

仮損害評価書は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（仮損害評価書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊦内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊧内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊨内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明

確にしておくものとする。

なお、仮損害評価書の戸数欄に、かっこ書で実戸数を記載するものとし、内訳書については、支払保険金及び通常責任共済金額の欄は記入する必要はない。

イ 連合会

(ア) 連合会当初評価高報告書（損害評価要綱様式第41号の1）

飼料用米及び米粉用米の被害につき連合会当初評価高報告書を提出する場合は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して連合会当初評価高報告書を作成するものとするが、別添資料として、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（連合会当初評価高報告書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊤内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊦内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊧内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、支払保険金見込額及び支払再保険金見込額の欄は記入する必要はない。

(イ) 組合等別連合会当初評価高報告書（損害評価要綱様式第42号から同第44号まで）

組合等別連合会当初評価高報告書は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（組合等別連合会当初評価高報告書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊤内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊦内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊧内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、通常責任共済金額、支払保険金見込額、農作物異常部分保険金及び通常責任共済金額に対応する共済減収量の欄は記入する必要はない。

(ウ) 損害通知書（損害評価要綱様式第5号の3の（1）から同第5号の3の（4）まで）

損害通知書は、水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（損害通知書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊤内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊦内訳書」と、米粉用米に係るものにつ

いては「㊸内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、支払保険金及び支払再保険金の見込額の欄は記入する必要はない。

(エ) 共済減収量の追加認定申請書（損害評価要綱様式第45号）

共済減収量の追加認定申請書は水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（共済減収量の追加認定申請についてと同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊸内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊹内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊺内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、内訳書については、通常責任共済金額の欄は記入する必要はない。

(オ) 損害評価書（損害評価要綱様式第47号及び同第56号）及び仮損害評価書（損害評価要綱様式第10号の3の（1）から同第10号の3の（3）まで）

損害評価書又は仮損害評価書は水稻として主食用米に係るもの、飼料用米に係るもの及び米粉用米に係るものを合算して作成するものとするが、主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに内訳書（損害評価書又は仮損害評価書と同一様式とする。）を添付するものとする。

この場合において、損害評価書又は仮損害評価書については、戸数欄にかっこ書で実戸数を記載するものとする。また、内訳書の様式中上部欄外の余白に、主食用米に係るものについては「㊸内訳書」と、飼料用米に係るものについては「㊹内訳書」と、米粉用米に係るものについては「㊺内訳書」と表示するなどして、主食用米、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

なお、様式第47号の内訳書については、支払保険金、通常責任共済金額、連合会異常責任保有保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金及び連合会異常責任支払保険金の欄は記入する必要はない。

(2) 組合等実測調査要領関係

ア 水稻の飼料用米についての手刈り実測又はコンバイン実測の場合の実測単収は、実測した筆について未調製乾燥もみを調製して得た粗玄米重に単当換算係数を乗じたものとする。

イ 実測調査野帳（組合等実測調査要領様式1号及び同3号並びに品位判定調査野帳（組合等実

測調査要領様式4号))

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとし、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊿」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米については、様式1号中、「実測単収 ⑭=⑩×⑬」欄を「実測単収 ⑭=⑩」とし、⑪欄から⑬欄まで及び⑮欄については空欄とするとともに、様式3号については、「実測単収 ⑲=⑪×⑮×⑱」欄を「実測単収 ⑲=⑪×⑮」と、⑳欄から㉑欄までは空欄とする。さらに、飼料用米について、出荷に当たり農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく農産物検査を受検しない場合は、様式4号を作成する必要はない。

(3) 連合会実測調査要領関係

ア 水稻の飼料用米についての手刈り実測又はコンバイン実測の場合の実測単収は、実測した筆について未調製乾燥もみを調製して得た粗玄米重に単当換算係数を乗じたものとする。

イ 連合会平均単収差計算表（連合会実測調査要領様式第61号、同第62号及び同第62号の2）及び病虫害による減収量の連合会修正率計算表（連合会実測調査要領様式第1号の2の(2)）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとする。ただし、1の(3)のイのただし書の場合はこの限りではない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊿」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

ウ 水稻・陸稲実測調査野帳（連合会実測調査要領様式第2号の1）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとし、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊿」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米については、様式中「実測単収 ⑨=⑤×⑧」欄を「実測単収 ⑨=⑤」とし、⑥欄から⑧欄まで及び⑩欄については空欄とする。

エ 水稻実測調査野帳（連合会実測調査要領様式第2号の2、同第2号の5及び同2号の6）及び連合会品位判定調査野帳（連合会実測調査要領様式第2号の7）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめるものとし、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊟」と、米粉用米に係るものについては「㊿」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。また、飼料用米については、様式第2号の2中、「実測単収 ⑨=⑤×⑧」欄を「実測単収 ⑨=⑤」と、⑥欄か

ら⑧欄まで及び⑩欄については空欄とし、様式第2号の5及び同第2号の6については、それぞれの様式中、「実測単収 ⑬＝⑪×⑮×⑱」欄を「実測単収 ⑬＝⑪×⑮」と、⑯欄から⑱欄までは空欄とする。さらに、飼料用米について、出荷に当たり農産物検査法に基づく農産物検査を受検しない場合は、様式第2号の7を作成する必要はない。

オ 水稻・麦仕上げ歩留調査表（連合会実測調査要領様式例第2号の4）

水稻・麦仕上げ歩留調査表は、飼料用米については、作成する必要はない。

カ 実測成績検討経過表（連合会実測調査要領様式第63号から同第65号の2まで）、見回り調査結果を共済減収率として使用した場合の実測成績検討経過表の添付書（連合会実測調査要領様式第63号の添付書から同第65号の添付書まで）、病虫害による共済減収量（連合会実測調査要領様式第66号から同第68号まで）、連合会当初評価高及び単当修正量別被害面積等報告書（連合会実測調査要領様式第69号）、連合会当初評価高及び単当修正量別引受面積・共済減収量等報告書（連合会実測調査要領様式第70号）並びに一筆全損被害を有する組合員等の共済減収量等の修正経過表（連合会実測調査要領様式第71号及び同第72号）

主食用米、飼料用米及び米粉用米の別ごとに取りまとめることとする。ただし、1の（3）のイのただし書の場合はこの限りではない。

なお、様式中欄外の余白に、飼料用米に係るものについては「㊦」と、米粉用米に係るものについては「㊧」と表示するなどして、飼料用米及び米粉用米に係るものを明確にしておくものとする。

第4 関係機関との連携

組合等又は連合会は、この通知に定めのある資料を入手する等により、飼料用米及び米粉用米の生産状況等を的確に把握するとともに、農作物共済の適正な事業運営に資するため、地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部、都道府県、市町村、試験研究機関、農業改良普及組織等関係機関との連携に努めるものとする。

[別紙様式]

飼料用米等引受状況表

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会
（特定組合）

【〇〇年産：飼料用米・米粉用米】

組合等名	共済事故等による種別	引受戸数 (戸)	引受面積 (a)	基準収穫量又は 基準生産金額 (kg)(円)	引受収穫量又は 特定農作物共済 限度額(kg)(円)	共済金額 (円)	共済掛金 (円)
	一筆方式						
	半相殺方式						
	全相殺方式						
	小計						
	品質方式						
	合計						
	一筆方式						
	半相殺方式						
	全相殺方式						
	小計						
	品質方式						
	合計						
	一筆方式						
	合計						
合 計	一筆方式						
	半相殺方式						
	全相殺方式						
	小計						
	品質方式						
	合計						

(注意)

- 1 本様式は、飼料用米及び米粉用米ごとに作成するものとする。
- 2 不要な事項は二重線で削ること。
- 3 「引受面積」欄は、再保険引受通知書においては、1アール未満の端数がある場合には、四捨五入の方法により端数を整理して記入することとしているが、本様式ではそのまま記入（小数点第1位で記入）すること。

IV 農作物共済単位当たり共済金額選択要領について

平成12年3月31日
12農経B第1239号
農林水産省経済局長
知 事 宛

改正 平成16年4月1日15経営第7414号、18年10月13日18経営第4103号、19年11月9日19経営第4763号、21年3月27日20経営第7157号、23年7月5日23経営第793号、23年12月26日23経営第2313号

農業災害補償制度の改正に伴い、「農作物共済単位当たり共済金額選択要領」を別添の通り定めたので、組合等の御指導をよろしく願います。

なお、この要領は、平成12年産の水稻、陸稲及び平成13年産の麦から適用するものとし、昭和38年12月26日付け38農経B第4027号によって通達した「農作物、蚕繭共済単位当たり共済金額選択要領」は平成12年産の麦及び蚕繭まで適用した後廃止するから御了知下さい。

【別添】

農作物共済単位当たり共済金額選択要領

この要領は、農業共済組合及び共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が、農業災害補償法及び同法施行規則の規定に基づいて、農作物共済の単位当たり共済金額を選択する場合の事務処理方法を定めたものである。

第1 選択の区域又は地域

農作物共済の共済目的の種類等別に農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに（組合等が危険段階の別を定めた組合にあつては、危険段階別に）定めるものとする。ただし、組合等が共済規程等で、組合員等の申し出によりこれと異なる金額を選択できる旨を定めてある場合には、申し出のあった金額によるものとする。

第2 選択の手続及び時期

組合等の単位当たり共済金額の選択は、共済責任期間の開始までに組合にあつては総会（又は総代会）、市町村にあつては議会の議決により行う。

なお、第1のただし書により個人選択を認めた組合等にあつては、別に組合等の定める時期までに希望組合員等から別紙様式第1号（様式例）による申出書を提出させる。

第3 選択の単位当たり共済金額

組合等の単位当たり共済金額の選択に当たっては、別に定められる単位当たり共済金額の範囲内において農家の負担する共済掛金と支払共済金との関連等を慎重に検討して決定する。

第4 選択結果の都道府県に対する報告及び共済規程等の変更

組合等は、単位当たり共済金額の選択結果を別紙様式第2号による組合等単位当たり共済金額報告書により、都道府県の指示する一定期日までに前年との差異の有無にかかわらず報告し、必要に応じ共済規程等の変更手続を行う。

第5 選択結果の都道府県における検討

都道府県は、組合等から提出された組合等単位当たり共済金額報告書の内容を危険段階基準共済掛金率等報告書と照合、検討する。また、引受通知書及び損害評価書につき別途送付されるデータの提出があった場合は、これと照合し、不突合のある場合は、組合等単位当たり共済金額報告書に従い訂正させる。

第6 選択結果の農林水産省に対する報告

都道府県は、組合等の単位当たり共済金額の選択結果を組合等単位当たり共済金額報告書の写しにより農林水産省の指示する期日までに報告する。

第7 選択結果の変更

共済責任期間開始後における選択結果の変更は、選択制の趣旨及び事業運営の面から好ましくないので、認めないものとする。

[別紙]

様式第1号(様式例)

単位当たり共済金額選択申出書

農作物共済の 共済目的の種類等	危険段階 区 分	選 択 共 済 金 額				
		交付申請者以外	交付申請者	飼料用	米粉用	ビール用
水 稲		円	円	円		
陸 稲		円				
秋まき小麦		円(パン	円)			円
秋まき2条大麦		円			円	円
秋まき6条大麦		円				円
秋まき裸麦		円				円
春まき小麦		円(パン	円)			円
春まき2条大麦		円			円	円
共済事故等 による種別			地 区 名			
申 出 月 日	月 日	組合員等氏名	㊦		共済番号	

(記入注意)

- ① 単位当たり共済金額は組合(又は市町村)が共済規程(又は条例)で個人ごとの選択のために定めた金額のうちから選んで記入して下さい。
- ② 選択共済金額欄の「交付申請者以外」、「交付申請者」については、麦の報告の際にどちらかに○印を付けて下さい。
なお、交付申請者とは、農業者戸別所得補償制度の畑作物の所得補償交付金の交付を申請をする者をいいます。
- ③ パン・中華麺用の小麦は、(パン 円)欄に記入して下さい。

- (注) ① 共済事故等による種別、危険段階区分、地区名、共済番号は、組合等において記入すること。
- ② 組合等は、申出書について金額等を照合検討したのち、様式第2号により都道府県に報告する。

V 農作物共済（麦）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領について

平成18年9月29日
18経営第3593号
農林水産省経営局長
知 事 宛

改正 平成23年12月26日23経営第2313号

平成19年産の麦から品目横断的経営安定対策が実施されることに伴い、「農作物共済（麦）における農家単位引受方式の単位当たり共済金額の算定要領」を別添のとおり定めたので、御了知の上、貴管内農業共済組合等への周知及び指導をよろしく願います。

【別添】

農作物共済（麦）における農家単位引受方式の 単位当たり共済金額の算定要領

1 目的

この要領は、農業者戸別所得補償制度の実施に伴い、農業者戸別所得補償制度実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第7の3の畑作物の所得補償交付金（以下「交付金」という。）の交付を申請する者であって当該交付金の交付を受ける者（共済事故によって生じた損害により当該交付金の交付を受けることができない者を含む。以下「交付農業者」という。）と交付農業者以外の農業者とでは麦に係る単位当たり共済金額が異なること、また、ビール用麦及び種子用麦は交付金の交付対象となる生産量に含まれないため、これらの麦に係る単位当たり共済金額がこれら以外の麦に係る単位当たり共済金額と異なることから、麦の農家単位引受方式における組合員等（農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）ごとの単位当たり共済金額の算定を適正に行うことを目的として、その具体的な算定方法を定めるものである。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 農家単位引受方式 法第106条第1項第2号及び第3号の規定による引受方式で、共済目的が麦のものをいう。
- ② パン・中華麵用麦 麦に係る共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）のうち1類及び6類に区分される小麦で、パン又は中華麵の用に供することを目的とするものをいう。
- ③ ビール用麦 麦に係る共済目的の種類等のうち2類及び7類に区分される二条大麦で、ビールの用に供することを目的とするものをいう。
- ④ 種子用麦 麦に係る共済目的の種類等のうち1類から4類まで、6類及び7類に区分される麦で、種子の用に供することを目的とするものをいう。
- ⑤ 一般の麦 パン・中華麵用麦、ビール用麦及び種子用麦以外の麦をいう。

3 農家単位引受方式における単位当たり共済金額

農家単位引受方式における単位当たり共済金額は、麦に係る共済目的の種類等ごとに、次の算式により算出する。

$$\frac{(q_1 \times p_1 + q_2 \times p_2 + q_3 \times p_3)}{q_1 + q_2 + q_3}$$

q₁は、一般の麦の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量（法第109条第4項の規定により定められる基準収穫量をいう。以下同じ。）の合計

p₁は、組合員等が交付農業者であるか否かの区別に応じて適用される一般麦に係る単位当たり共済金額

q₂は、パン・中華麵用麦又はビール用麦の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計

p₂は、組合員等が交付農業者であるか否かの区別に応じて適用されるパン・中華麵用麦に係る単位当たり共済金額又は組合員等に適用されるビール用麦に係る単位当たり共済金額

q₃は、種子用麦の耕作を行う耕地ごとの基準収穫量の合計

p₃は、組合員等に適用される種子麦に係る単位当たり共済金額

4 共済細目書

組合等（法第12条第3項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、当該組合等の組合員等でビール用麦又は種子用麦を耕作するものがある場合には、当該組合員等が当該組合等に麦共済細目書異動申告票（農作物共済引受要綱（昭和47年1月31日付け47農経B第209号農林省農林経済局長通知。以下「引受要綱」という。）様式第1号その5）又は麦共済細目書（引受要綱様式

第1号その6)を提出する際に、パン・中華麺用麦、ビール用麦又は種子用麦の耕作を行う耕地の「品種」欄又は「品種名等」欄に「パン・中華麺用麦」、「ビール用麦」又は「種子用麦」と記載の上提出させるものとする。

単位当たり共済金額の個人選択を導入している組合等にあつては、麦共済細目書異動申告票(引受要綱様式第1号その5)の「選択共済金額」欄又は麦共済細目書(引受要綱様式第1号その6)の「個人選択共済金額」欄を、一般の麦、パン・中華麺用麦、ビール用麦及び種子用麦に区分して設けることとする。

5 引受要綱、損害評価要綱等との関係

一般の麦、パン・中華麺用麦、ビール用麦及び種子用麦の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、引受要綱、農作物共済損害評価要綱(昭和47年3月23日付け47農経B第466号農林省農林経済局長通知)、農作物共済損害評価組合等実測調査要領(昭和53年8月7日付け53農経B第2342号農林水産省経済局長通知)、農作物共済損害評価連合会実測調査要領(昭和47年3月23日付け47農経B第467号農林省農林経済局長通知)その他の農作物共済(麦)の業務に関する通知の定めるところによる。